

令和2年4月16日

学校薬剤師 殿

公益社団法人 広島県薬剤師会
会長 豊見 雅文

学校薬剤師の新型コロナウイルス感染症への対応について（その3）

平素より、本会学校薬剤師部会活動にご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、文科省から発出されている「教育活動の再開等に関するQ&A」が4月15日に更新されました。

通知文書につきましては、広島県薬剤師会Webサイトの「新型コロナウイルス感染症関連情報」→「学校薬剤師関連情報」

<https://sites.google.com/view/hpa-covid19/> に掲載しましたので、ご参考ください。

今回、新規に記載されたQ&Aが多くありますが、学校薬剤師として、注意していただきたいことは次のとおりです。

問16 手指用の消毒液が足りない場合、学校においてどのように対処すべきか。
【新規】

この回答は

- 手指用の消毒液は、流水での手洗いができない際に、補助的に用いられるものですので、流水と石鹼での手洗いを指導して下さい。
- なお、児童生徒等に消毒液の持参を求めることは適当ではありません。

となっております。

販売業者が言うとおりに、許可の無い食品添加物を転用したりする事が無いようご注意下さい。これは薬機法違反になります。

問17 マスク、消毒液、非接触型体温計等の保健衛生用品の購入に当たって国からの支援はあるのか。【新規】

この回答は

- また、学校設置者に対して、児童生徒用及び教職員用のマスク、消毒液・非接触型体温計等の保健衛生用品の購入等に要する経費の支援を行います。

- また、幼稚園についても、教職員に対して布製マスクを配布するとともに、子供用マスク、消毒液、非接触型体温計等の購入経費の支援を行います。

となっております。

現在は、アルコール系の消毒液は手に入りにくい状況となっております。家具・器具・ドアノブなどの消毒には、新型コロナウイルスに効果が証明されている次亜塩素酸ナトリウム（キッチンハイター、ハイターやピューラックス）を使用するよう指導して下さい。清拭後の水拭きが必要です。

これにも、販売会社が効果の証明されていない塩素系の食品添加物等を宣伝しているようです。これらを使う事が無いよう指導して下さい。

国立感染症研では、SARSウイルスには台所用中性洗剤の0.5%溶液を浸した雑巾で拭き掃除をしたり、複数の人が共用する食器や衣類を洗うのに使うと、感染の危険性を減らすのに役立つとっております。今回の新型コロナウイルスに対する検証はこれからです。

医療器機である非接触型体温計については、現在ほとんど手に入りません。現在手に入るものは、体温計では無く元々安価で粗悪な赤外線温度計です。ちなみに、電子体温計用の電池（LR41）でさえほとんど手に入らなくなっております。

今回のQ&Aには含まれていませんが、学校によっては空間除菌と称して二酸化塩素の器具（クレベリン等）を使用している場合があります。これは消費者庁も注意喚起しています。

https://www.caa.go.jp/notice/assets/200310_1100_representation_cms214_01.pdf

身につける器具は場合によって事故の可能性もありますし、効果が無いことが証明されております。

https://www.jstage.jst.go.jp/article/jsei/32/4/32_222/_pdf

学校が詐欺商法にだまされることが無いよう、学校薬剤師の知識を生かして指導・助言をお願いいたします。